金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（登録の申請又は届出に係る使用人） **第六条**　［略］ ２　令第十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める者は、金融商品の価値等（法第二条第八項第十一号ロに規定する金融商品の価値等をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断を行う者（投資助言業務に関し当該投資判断を行う者にあっては、第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）に係る外務員の職務を併せ行うものを除く。）とする。 （業務の内容及び方法） **第八条**　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～七　略］ 八　投資助言・代理業を行う場合には、次に掲げる事項 ［イ～ニ　略］ ホ　第六条第二項に規定する外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制 ［九～十二　略］ （登録申請書の記載事項） **第四十四条**　法第三十三条の三第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　使用人のうち次のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名 イ　［略］ ロ　投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用（その指図を含む。以下同じ。）を行う部門を統括する者及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者（投資助言業務に関し当該投資判断を行う者にあっては、登録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うものを除く。） ［二～十三　略］ （業務の内容及び方法） **第四十五条**　法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～七　略］ 八　投資助言・代理業を行う場合には、次に掲げる事項 イ　第八条第八号イからニまでに掲げる事項 ロ　前条第一号ロに規定する外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制 ［九～十六　略］	（登録の申請又は届出に係る使用人） **第六条**　［同上］ ２　令第十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める者は、金融商品の価値等（法第二条第八項第十一号ロに規定する金融商品の価値等をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断を行う者とする。 （業務の内容及び方法） **第八条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ［号の細分を加える。］ ［九～十二　同上］ （登録申請書の記載事項） **第四十四条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用（その指図を含む。以下同じ。）を行う部門を統括する者及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者 ［二～十三　同上］ （業務の内容及び方法） **第四十五条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　投資助言・代理業を行う場合には、第八条第八号イからニまでに掲げる事項 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［九～十六　同上］